

平成 2 4 年 6 月

富 山 市 議 会 定 例 会

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

平成 24 年 6 月定例市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

(はじめに)

初めに、最近の経済情勢等について申し上げます。

5月の月例経済報告によれば、景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるとされております。

しかしながら、欧州政府債務危機を巡る不確実性が再び高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在するとともに、電力供給の制約や原油高の影響、さらには、デフレの影響等にも注意が必要であるとされております。

次に、去る 3 月 29 日に、本年 4 月からの 5 年間を計画期間とする「第 2 期富山市中心市街地活性化基本計画」が国から認定されました。第 1 期基本計画においては、中心市街地活性化の基盤となる施設整備が大宗をなしていましたが、第 2 期基本計画では、市民、事業者などの多様な主体が連携・協働するソフト事業の充実を盛り込んでいるところであり、今回の補正予算（案）にも、この新規事業を計上いたしております。

本年度は、この他、総合計画後期基本計画がスタートするとともに、昨年12月に環境未来都市の指定も受けた重要な節目の年となります。今後、これらの大きな計画を着実に進めていくことが必要であり、本市の組織全体を挙げて、取り組んでまいりたいと考えております。

(提出案件について)

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

(1 予算案件について)

初めに、予算案件については、先程申し上げました第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた新規事業の他、暴風による被害の修繕・復旧に要する経費などの補正を行うものであり、一般会計では、1億8,500万円、牛岳温泉健康センター事業などの特別会計では、400万余円を追加するものであります。

次に、歳出予算の主な内容について申し上げます。

(①第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた新規事業)

まず、第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた新規事業として、NPO法人などが活性化事業に取り組むきっかけづくりのための

まちなか活性化事業サポート補助金や、中心市街地のイベント情報の一元管理と、その多様な活用を図るための情報発信に要する経費などを計上しております。

(②暴風による被害の修繕・復旧経費)

また、4月3日の暴風による被害のあった、小・中学校、市営住宅、スポーツ施設等の修繕・復旧などに要する経費を計上しております。

(③その他の事業)

その他の事業としては、在宅介護を推進するための地域密着型サービス等の拠点整備に要する経費、町内会などのコミュニティ活動に対する補助金などを計上しております。

(④特別会計)

特別会計については、牛岳温泉健康センター事業及び牛岳温泉スキー場事業において、暴風による被害の修繕・復旧に要する経費を計上しております。

以上が歳出のあらましですが、これらに要する財源としては、一般会計では事業に伴う国・県支出金や繰越金などを充てており、特別会

計では一般会計からの繰入金を充てております。

(2 その他の案件)

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、条例案件については、「富山市特別職の指定等に関する条例」を制定するものなど4件であります。

契約案件については、柳町公民館改築主体工事の請負契約を締結するものなど7件であります。

その他の案件については、富山市児童館の指定管理者の指定の件など5件であります。

報告案件については、平成23年度の予算を翌年度に繰越使用することについての報告9件、債権放棄の報告1件、一般財団法人富山市ガラス工芸センターなどの市出資法人について経営状況を報告するもの20件であります。

(平成23年度決算見込みについて)

なお、この機会に平成23年度の決算見込みについて、ご報告申し上げます。

各会計の決算については現在調製中ではありますが、一般会計の決算では、実質収支で剰余金が生じる見込みであります。

また、特別会計におきましては、繰上充用の措置をとりました国民健康保険事業特別会計以外の会計は、若干の剰余金が生じる見込みであります。

企業会計におきましては、収益的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業において利益が生じる見込みであります。

また、資本的収支では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び病院事業において資金不足が見込まれますが、この資金不足については、内部留保資金などで補てんすることとしております。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

何とぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしく
お願いいたします。